

介護保険運営協議会等について

市では介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定や変更に関する事項、介護保険事業や高齢者保健福祉施策に関する事項を調査・審議又は意見聴取を行う機関として、「介護保険運営協議会・地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会」の3つの協議機関を設置しています。
 また、上記のほか、介護保険事業計画で定めている施設整備計画について、施設設置事業者を選定することを目的に介護サービス事業者選定委員会を設置しています。

介護保険運営協議会		
会の役割		市長の附属機関として、市が策定した介護保険事業計画の実施が基本理念に則り、市民の意見を十分に反映しながら、円滑かつ適正に行われているか点検及び評価を行い、今後の方策について提言を行う。
委員構成	20名	①市民を代表する者 ②介護に関し学識又は経験を有する者 ③介護サービスに関する事業に従事する者
審議内容等		(1) 介護保険サービスの状況の把握及び評価 (2) 高齢者保健福祉施策の実施状況の把握及び評価 (3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定

介護保険運営協議会を母体として、各協議会が部会という位置付けになっています。委員からそれぞれの部会を兼任していただき、各審議組織の連携強化と介護保険事業の効率化を図っています。

地域包括支援センター運営協議会		
会の役割		地域包括支援センターの円滑かつ適切な運営と公正・中立性を確保するための意見聴取や協議を行う。
委員構成	12名	①市民を代表する者 ②介護に関し学識又は経験を有する者 ③介護サービスに関する事業に従事する者
審議内容等		(1) センターの設置等に関する事項の承認に関すること。 (2) センターの運営に関すること。 (3) センターの職員の確保に関すること。 (4) その他の地域包括ケアに関すること。

地域密着型サービス運営委員会		
会の役割		地域密着型サービス事業所等の指定等に関し、サービスの質の確保及び事業評価その他事業の適正な運営を確保するための意見聴取や協議を行う。
委員構成	8名	①市民を代表する者 ②介護に関し学識又は経験を有する者 ③介護サービスに関する事業に従事する者
審議内容等		(1) 地域密着型サービスの指定や指定基準及び介護報酬を設定しようとするときに、市長に対して意見を述べる。 (2) 地域密着型サービスの運営評価やサービスの質の確保やその他の事項について協議する。

介護サービス事業者選定委員会		
会の役割		介護サービスを行う事業者となる候補者を選定する。
委員構成	5名	①市民を代表する者 ②介護に関し学識又は経験を有する者
審議内容等		介護サービスを行う事業者となる候補者を選定する。